

# 休眠預金等活用法に係る預金規定

この規定においては、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」を「休眠預金等活用法」といいます。

この規定は、休眠預金等活用法の施行をもって適用するものとします。

## 1. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
- ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
- ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ① 定期性預金について、預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ② 定期性預金について、初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日
  - (a) 異動事由（当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
  - (b) 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
- ③ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等

## 2. 休眠預金等代替金に関する取扱い

(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづくこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

- ① この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。

(4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

- ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
- ② 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

【お客様へのご連絡】

休眠預金等活用法に基づき、平成31年（2019年）以降毎年一定の期日に、10年間入出金取引などがない預金等は預金保険機構へ納付することとなっています。

なお、その資金は社会的弱者らの支援活動などに役立てるため活用されますが、お客様の申出により預金保険機構へ納付された預金等の払戻しは可能です。

このことを、本規定に取りまとめているので、よろしくお願い致します。

《 異動について 》

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

(1) 法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4条第1号に規定する事由

(2) 休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

- ① 預金者等の申出による預金通帳または証書の発行（再発行含む。）、記帳（記帳する取引がない場合を除く。）、もしくは繰越。
- ② 預金者等の申出による次に掲げる契約内容の変更。
  - a. キャッシュカードの再発行
  - b. 解約予定日の設定・変更
  - c. 方式変更（通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更）
  - d. 総合口座への組入・組入解除（平成31年3月1日以降のものに限ります）
- ③ 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、当該商品に係る他の預金等について、上記（1）及び①、②に掲げる事由の全部又は一部が生じたこと。

預金の種類別の認可を受けた事由を例示します（詳細は当金庫のホームページで案内しています。）。

預金等の種類（一例）		認可を受けた事由
普通預金		上記の①、②、③に掲げる事由 （注1）①の記帳については、窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く。 （注2）②のaおよびdのみ
通知預金		上記の①、②に掲げる事由 （注1）①の繰越を除く。（注2）②のbのみ。
定期預金	期日指定定期預金	自動継続型
	自由金利型定期預金（M型） （スーパー定期）	
	自由金利型定期預金 （大口定期預金）	
	期日指定定期預金	非自動継続
	自由金利型定期預金（M型） （スーパー定期）	
	自動継続自由金利型預金 （大口定期預金）	
定期積金		上記の①、②、③に掲げる事由 （注1）①の繰越を除く。（注2）②のdのみ。